

司法警察員等の指定に関する訓令

(昭和38年7月15日警察本部訓令第21号)

[沿革] 昭和54年3月警察本部訓令第13号、56年4月第11号、平成14年9月第25号改正

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

司法警察員等の指定に関する訓令を次のように定める。

司法警察員等の指定に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、刑事訴訟法第189条及び第199条第2項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則(昭和29年岩手県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、司法警察職員等の指定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(指定)

第2条 警察本部長(以下「本部長」という。)は巡査の階級にある警察官のうち、次の各号に掲げる者で、警察官として実務年数5年以上もしくは刑事作業経験年数2年以上のものまたはこれと同等の刑事手続きについての知識及び捜査技術を有するものを必要により司法警察員に指定するものとする。

- (1) 刑事係として勤務する者
- (2) 警察署所在地から著しく遠隔の地にある巡査駐在所に勤務する者
- (3) その他刑事手続きおよび捜査運営上必要と認める者

(解除)

第3条 本部長は、前条の規定により司法警察員に指定した者が、次の各号の一に該当するに至つたときは、指定を解除するものとする。

- (1) 前条各号に掲げる者でなくなつたとき
- (2) 司法警察員として指定する必要がなくなつたとき
- (3) その他司法警察員として指定することが適当でないと認めるとき

(上申)

第4条 警察本部の課長等および警察署長(以下「所属長」という。)は、巡査の階級にある警察官を司法警察員として指定する必要があると認めるときまたは指定を解除しようとするときは、様式により刑事部長を経由し、本部長に上申しなければならない。

2 刑事部長は前項の上申があつたときは、意見を付して本部長に進達しなければならない。

(事務処理)

第5条 この訓令による司法警察員の指定等の事務は、警務課において処理するものとする。

附 則

1 この訓令は、昭和38年7月15日から施行する。

2 この訓令施行の際現に司法警察員に指定されている巡査の階級にある警察官は、この訓令により司法警察員に指定されたものとみなす。

附 則(昭和54年3月31日警察本部訓令第13号)

この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年4月14日警察本部訓令第11号)

この訓令は、制定の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則(平成14年9月30日警察本部訓令第25号)

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

様式

第 号

昭和 年 月 日

岩手県警察本部長 殿

署（課）長

司法警察員指定（解除）上申書

指定解除の別	分科別	氏 名	指定（解除）の事由	備 考

注 指定事由らんには、警察官経験年数、刑事作業経験年数、捜査能力、本署（幹部派出所）からの距離、犯罪発生件数等を記入すること。

